８山瀬漁調指示第２号

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定により、次のとおり指示する。

令和８年８月２７日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
会　長　　森友　信

１　指示の内容

全長２０センチメートル以下のとらふぐは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

２　適用海域

山口県瀬戸内海海区

３　指示の有効期間

令和８年９月１日から令和９年８月３１日まで